

## 住宅性能評価に係る申請手数料

(令和5年7月1日改正)

### (1) 設計住宅性能評価料金

#### 1) 戸建て住宅

$$\text{評価料金} = (35,500 + A) \times \alpha \quad \text{税込料金} = \text{評価料金} \times 1.1$$

A: 表1(い)欄の該当評価項目毎の(ろ)欄の増減額の合計

$\alpha$ : 表2の床面積の区分による係数

[表1] 評価項目に応じた増減額

(い) 評価項目	(ろ) 増減額
1-1 耐震等級において等級1でかつ構造計算書がないもの	- 6,000 円
1-4 耐風等級において等級2のもの	1,000 円
2-1 感知警報装置を選択するもの	1,000 円
2-5 耐火等級(開口部)を選択するもの	500 円
2-6 耐火等級(開口部以外)を選択するもの	500 円
3-1 劣化対策等級(構造躯体等)において等級1のもの	- 1,500 円
4-1 維持管理対策等級(専用配管)において等級1のもの	- 1,500 円
5-1 断熱等性能等級において等級1のもの	- 10,000 円
5-2 一次エネルギー消費量等級において等級1のもの	- 2,500 円
6-1 ホルムアルデヒド対策を選択し等級2～3のもの	1,000 円
6-2 換気対策を選択するもの	1,000 円
7-1 単純開口率を選択するもの	500 円
7-2 方位別開口比を選択するもの	500 円
8-4 透過損失等級(外壁開口部)を選択するもの	500 円
9-1 高齢者等配慮対策等級を選択し等級2～5のもの	5,000 円
10-1 開口部の侵入防止対策を選択するもの	500 円
性能評価と併せて長期使用構造等確認を行うものL	2,500 円

※ 該当する項目が複数ある場合は、該当する項目毎の額を合算する。

[表2] 床面積の区分による係数

床面積の区分	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上
$\alpha$	0.8	1.0	1.2

2) 共同住宅等

$$\text{評価料金} = (B + C + M \times (5,900 + D)) \quad \text{税込料金} = \text{評価料金} \times 1.1$$

B: 表3(い)欄の床面積の区分に応じた(ろ)欄の基本額

C: 表3(い)欄の床面積の区分に応じた(は)欄の該当評価項目毎の増減額の合計

M: 評価対象住戸数

D: 表4(い)欄の該当評価項目毎の(ろ)欄の増減額の合計

[表3] 住棟に関する基本額(B)及び評価項目に応じた増減額(C)

(い)床面積区分	(ろ)基本額	(は)増減額	
		(a)2-5 耐火等級 (開口部)を選択するもの	(c)3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)において等級1のもの (d)4-2 維持管理対策 等級(共用配管)で 等級1のもの (e)4-3 更新対策(共用 排水管)で等級1の もの
500 m <sup>2</sup> 未満	42,000 円	2,500 円	-2,500 円
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	60,000 円	5,000 円	-5,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	90,000 円	7,500 円	-7,500 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	100,000 円	10,000 円	-10,000 円
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	150,000 円	12,500 円	-12,500 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	200,000 円	15,000 円	-15,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	280,000 円	17,500 円	-17,500 円
50,000 m <sup>2</sup> 以上	540,000 円	20,000 円	-20,000 円

※ (a)~(e)の複数に該当する場合は、該当する各項目毎の額を合算する。

[表4] 住戸に関する評価項目に応じた増減額(D)

(い) 評価項目	(ろ) 増減額
2-1 感知警報装置(自住戸火災)を選択するもの	200 円
2-2 感知警報装置(他住戸火災)を選択するもの	200 円
2-3 避難安全対策(共用廊下)を選択するもの	200 円
2-4 脱出対策(火災時)を選択するもの	200 円
2-7 耐火等級(界壁及び界床)を選択するもの	200 円
4-1 維持管理対策等級(専用配管)において等級 1 のもの	—400 円
4-4 更新対策(住戸専用部)	200 円
5-1 断熱等性能等級において等級 1 のもの	—2,500 円
5-2 一次エネルギー消費量等級において等級 1 のもの	—600 円
6-1 ホルムアルデヒド対策を選択し等級 2 ～ 3 のもの	200 円
6-2 換気対策を選択するもの	200 円
7-1 単純開口率を選択するもの	200 円
7-2 方位別開口比を選択するもの	200 円
8-1 重量床衝撃音対策を選択するもの	200 円
8-2 軽量床衝撃音対策を選択するもの	200 円
8-3 透過損失等級	200 円
8-4 透過損失等級(外壁開口部)を選択するもの	200 円
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)を選択し等級 2 ～ 5 のもの	1,200 円
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)を選択し、等級 2 ～ 5 のもの	200 円
10-1 開口部の侵入防止対策を選択するもの	200 円
性能評価と併せて長期使用構造等確認を行うもの	200 円

※ 該当する項目が複数ある場合は、該当する各項目毎の額を合算する。

### 3) 変更設計住宅性能評価

見積もりにより算出

(2) 建設住宅性能評価料金(新築住宅)

1) 戸建て住宅

$$\text{評価料金} = (85,000 + E) \times \alpha \quad \underline{\text{税込料金} = \text{評価料金} \times 1.1}$$

E: 表5(い)欄の該当評価項目毎の(ろ)欄の増減額の合計

$\alpha$ : 表2の床面積の区分による係数

[表5] 評価項目に応じた増減額(E)

(い) 評価項目	(ろ) 増減額
1-1 耐震等級において等級1でかつ構造計算書がないもの	-3,000 円
1-4 耐風等級において等級2のもの	1,000 円
2-1 感知警報装置を選択するもの	1,000 円
2-5 耐火等級(開口部)を選択するもの	1,000 円
2-6 耐火等級(開口部以外)を選択するもの	1,000 円
3-1 劣化対策等級(構造躯体等)において等級1のもの	-4,000 円
4-1 維持管理対策等級(専用配管)において等級1のもの	-5,000 円
5-1 断熱等性能等級において等級1のもの	-7,500 円
5-2 一次エネルギー消費量等級において等級1のもの	-5,000 円
6-1 ホルムアルデヒド対策を選択し等級2～3のもの	2,000 円
6-2 換気対策を選択するもの	1,000 円
7-1 単純開口率を選択するもの	500 円
7-2 方位別開口比を選択するもの	500 円
8-4 透過損失等級(外壁開口部)を選択するもの	500 円
9-1 高齢者等配慮対策等級を選択し等級2～5のもの	5,000 円
10-1 開口部の侵入防止対策を選択するもの	1,000 円

※ 該当する項目が複数ある場合は、該当する各項目毎の額を合算する。

## 2) 共同住宅等

$$\text{評価料金} = (F + N \times G + M \times (10,300 + H)) \quad \text{税込料金} = \text{評価料金} \times 1.1$$

F:表6(い)欄の床面積の区分に応じた(ろ)欄の基本額

N:階数が4以上(地階を含む。)の場合の追加検査の回数

G:表6(い)欄の床面積の区分に応じた(は)欄の検査額

M:評価対象住戸数

H:表7(い)欄の該当評価項目毎の(ろ)欄の増減額の合計

〔表6〕住棟に関する基本額(F)及び追加検査の検査額(G)

(い)床面積の区分	(ろ)基本額	(は)増減額
500 m <sup>2</sup> 未満	100,000 円	31,000 円
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	120,000 円	37,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	150,000 円	47,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	200,000 円	62,000 円
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	300,000 円	94,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	400,000 円	125,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	500,000 円	156,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 以上	600,000 円	188,000 円

〔表7〕住戸に関する評価項目に応じた増減額(H)

(い)評価項目	(ろ)増減額
2-1 感知警報装置(自住戸火災)を選択するもの	400 円
2-2 感知警報装置(他住戸火災)を選択するもの	400 円
2-3 避難安全対策(共用廊下)を選択するもの	400 円
2-4 脱出対策(火災時)を選択するもの	400 円
2-7 耐火等級(界壁及び界床)を選択するもの	400 円
4-1 維持管理対策等級(専用配管)において等級 1 のもの	- 800 円
4-4 更新対策(住戸専用部)	400 円
5-1 断熱等性能等級において等級 1 のもの	- 2,000 円
5-2 一次エネルギー消費量等級において等級 1 のもの	- 1,000 円
6-1 ホルムアルデヒド対策を選択し等級 2 ~ 3 のもの	400 円
6-2 換気対策を選択するもの	400 円

7-1 単純開口率を選択するもの	400 円
7-2 方位別開口比を選択するもの	400 円
8-1 重量床衝撃音対策を選択するもの	400 円
8-2 軽量床衝撃音対策を選択するもの	400 円
8-3 透過損失等級	400 円
8-4 透過損失等級(外壁開口部)を選択するもの	400 円
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)を選択し等級 2 ～ 5 のもの	2,000 円
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)を選択し、等級 2 ～ 5 のもの	400 円
10-1 開口部の侵入防止対策を選択するもの	400 円

※ 該当する項目が複数ある場合は、該当する各項目毎の額を合算する。

### 3) 化学物質濃度測定に係る建設住宅性能評価料金

$$\text{税込料金} = \text{評価料金} \times 1.1$$

#### (i) パッシブ方式

(い)測定区分	(ろ)評価料金(円)	
	建設評価と同時に空気中の化学物質の濃度を測定(E+V)	戸建て住宅(一室につき)
共同住宅		$(M \times 14,000) + 14,000$

※ 旅費は別途請求します。

#### (ii) 標準方式

見積書により算出 ※ 旅費は別途請求します。

### 4) 変更建設住宅性能評価

見積りにより算出

(3) 建設住宅性能評価料金(既存住宅)

1) 戸建住宅(床面積 200 m<sup>2</sup>未満)

区 分		評価料金	税込料金
(i) 現況検査(必須)	設計図書がある場合	55,000 円	60,500 円
	設計図書がない場合	73,000 円	80,300 円
(ii) 特定現況検査		見積りにより算出	
(iii) 個別性能評価		見積りにより算出	

2) 戸建て住宅(床面積 200 m<sup>2</sup>以上)及び共同住宅等

見積りにより算出

3) 変更建設住宅性能評価

見積りにより算出

(4) 評価料金等の減額

評価料金等について、下表(い)欄に該当する場合は、(ろ)欄により算出した額を減額することができる。ただし、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認及び建設住宅性能評価の各評価等毎に、①から⑥のうちどれか1項目のみの減額とする。

(い)	(ろ)		
① 耐震性又は断熱等性能等級に関する住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行う場合。ただし、その申請において住宅型式性能認定申請書の写しが添えられている場合に限る。	戸建住宅	設計 評価等	1,000 円
		建設 評価	19,000 円
② 耐震性又は断熱等性能等級に関する認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行う場合。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限る。	長屋、 共同住宅	評価料金等 × 0.2	
③ 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行う場合	評価料金等 × 0.1		
④ 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行う場合	評価料金 × 0.1		
⑤ 30日以内に2回以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込まれるときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断した場合	評価料金等 × 0.1		
⑥ 共同住宅等で、同タイプの住戸が多く住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断した場合	評価料金等 × 0.2		